

# 19世紀オスマン帝国北部中央ブルガリアの農村社会 -タルノヴォ郡三村における農業経営と土地「売買」-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2020-11-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 江川, ひかり メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/21315">http://hdl.handle.net/10291/21315</a>

## 19 世紀オスマン帝国北部中央ブルガリアの農村社会 —タルノヴォ郡三村における農業経営と土地「売買」—

江川 ひかり

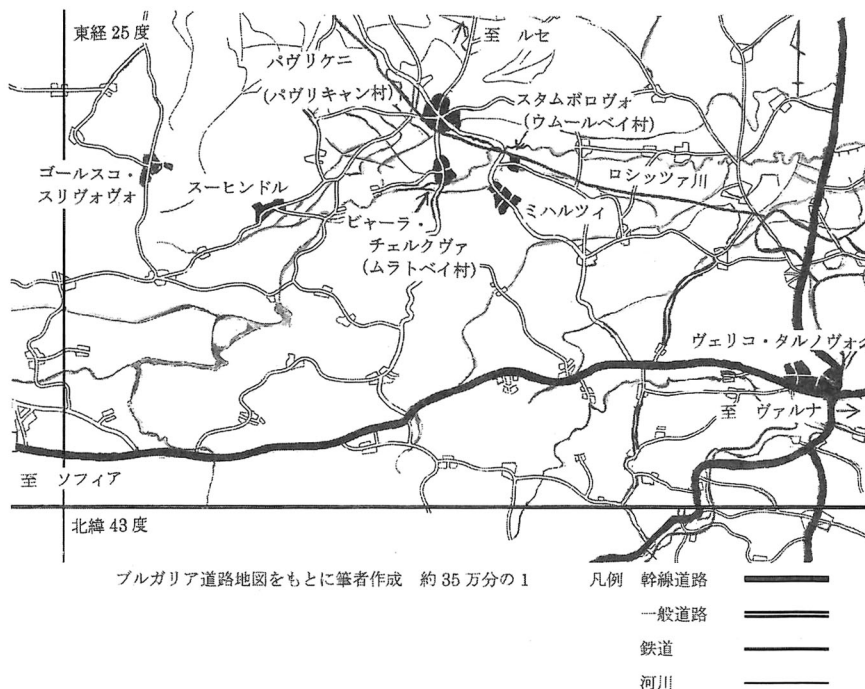
### 1. 問題の所在

19 世紀のオスマン帝国における農業経営と耕作地の「所有」および「処分」とに関する問題は、社会経済史研究において長い間の主たる研究テーマとなってきた<sup>(1)</sup>。近年、19 世紀中葉の『資産台帳』および『収入台帳』の比較研究<sup>(2)</sup>から、農民が保有する耕作地の規模や単位面積あたりの評価額あるいは収穫物からの年収など、個々の農民の生産活動の詳細が明らかになるようになった。このような研究動向を踏まえて筆者は、これまで西北アナトリアにおけるバルケシール地域に関する『資産台帳』から、都市民、村民、遊牧民の社会経済活動を中心とした地方社会の変容に関する考察をおこなった<sup>(3)</sup>。同時に『資産台帳』に記載された豊かな個人情報に基づき、人口・家族史研究においても同史料が如何なる価値をもつのかを明らかにした<sup>(4)</sup>。これらの作業を踏まえて本稿では、現在のブルガリア共和国を東西に走るバルカン山脈の北側に位置するムラトベイ(Muradbey)村および隣接する二村に関する 1845/46 年の『収入台帳』と、ムラトベイ村を中心とした 19 世紀における耕作地等の「売買」を示す土地証文とを考察することによって、当該地域における社会経済活動を明らかにする。これまで『収入台帳』研究といえば都市民を対象とした考察が主であったため、農村分析という観点からいけば本稿の試みは、ギュランによるアナトリアおよびバルカンの 14 村を対象とした先駆的『収入台帳』研究[Güran 1998]に続く考察となる。同時に本稿は、『資産台帳』および『収入台帳』研究への新たな個別事例の分析としてのみならず、これまで具体例が不足してきた耕作地等の「売買」の実態が明らかにされるという意義がある。

さて本稿で考察するムラトベイ村は、19 世紀中葉にはスィリス州タルノヴォ郡ホタリチ(Hotaliç)郷<sup>(5)</sup>に帰属する村であった。そもそもムラトベイ村を研究対象としたきっかけは、ムラトベイ村、すなわち現在のビャーラ・チェルクヴァ(Byala cherkva 「白い教会」)町住民であった故キリル・ヴァンコフ氏が所蔵するオスマン語文書 46 葉(以下本稿では「ヴァンコフ文書」と呼ぶ<sup>(6)</sup>)をブルガリア研究者寺島憲治氏の紹介で解読する機会に恵まれたことに始まる。「ヴァンコフ文書」には、ムラトベイ村を中心とした周辺地域における 1805/06 年から 1875 年にかけての耕作地等の「売買」の実態をオスマン語で記した土地証文が含まれている。オスマン帝国において耕作地の<sup>タラフ</sup>所有権は基本的に国家に帰属していた法的背景[江川 2006]を考慮すれば、「ヴァンコフ文書」は耕作地が事実上「売買」されていたことを示す極めて貴重な史料である。

他方で、19 世紀の農村研究に不可欠な 1845/46 年の『収入台帳』が、ムラトベイ村に関しても残されている<sup>(7)</sup>。そこで筆者は「ヴァンコフ文書」と『収入台帳』とを縦系と横系として考察することによって、19 世紀

中葉から後半にかけてのムラトベイ村周辺における、耕作地の規模と評価額・収入の変遷と、農業活動を明らかにしようと考えたのである。本稿では、ムラトベイ村およびムラトベイ村と関わりの深い隣接するウムールベイ(Umurbey)村およびパヴリキャン(Pavlikan)村(以下、「三村」と呼ぶ)の『収入台帳』<sup>(8)</sup>を分析し、次いでムラトベイ村における耕作地等の「売買」の詳細を整理することによって19世紀ブルガリア北部中央地域における農村社会の社会経済活動を明らかにしたい。



## 2. ムラトベイ村、ウムールベイ村、パヴリキャン村住民の世帯数と職業構成

ムラトベイ村は、ムラト2世(1421-44; 1446-51)時代、ニコポリスサンジャクベイの県軍政官を務めたフィールーズ・ベイ(Firuz Bey)<sup>(9)</sup>によるタルノヴォ郡中心都市にある慈善施設や礼拝堂等のために財源として設定されたワクフ村であった<sup>(10)</sup>。フィールーズ・ベイのワクフ村としては、この他にウムールベイ村、パヴリキャン村、大ミハリチ(Mihaliç-i Büzürg)村および小ミハリチ(Mihaliç-i Küçük)村が指定されていた<sup>(11)</sup>。これらの村名と世帯数は、表1および2のように変化してきた<sup>(12)</sup>。

表1 村名の変遷

16世紀	Mihaliç-i Bütürğ	Mihaliç-i Küçük	Muradbey	Umurbey	Pavlikan
1845/46年	Mihalça/	Mihalice	Muradbey	Umurbey	Pavlikan
1850/51年	Mihalce		Muradbey	Umurbey	
1878年	Mihaltsi	(Mihallar)	Gomi türcheta	Dolni türcheta	Pavlikeni
現在	Mihaltsi		Byala cherkva	Stambolovo	Pavlikeni

表2 世帯数の変遷 (世帯)

村名	16世紀		1845/46年		1878年(人)
	ムスリム/非ムスリム	ムスリム/非ムスリム	ムスリム/非ムスリム	ムスリム/非ムスリム	
大ミハチ	0	100			人口 2001
小ミハチ	0	53			
ムラトベイ	20	0	20	96	人口 3813
ウムールベイ	22	0	48	13	人口 1209
パヴリキャン	0	183	83	0	人口 12250

加えて、1850/51年の『人頭税台帳』<sup>(13)</sup>から三村の非ムスリム住民が納めた人頭税の税額別人数は以下のようになる。

表3 1850/51年の人頭税の三段階別人数(人)

村名	高額(60クルシュ)	中級(30クルシュ)	低額(15クルシュ)	合計人数/人頭税額
ミハチ	15	402	33	450/ 13455 クルシュ
ムラトベイ	7	239	10	256/ 7740 クルシュ
	(11)	183	0	194 『収入台帳』)
ウムールベイ	1	27	2	30/ 900 クルシュ
	(1)	21	1	23 『収入台帳』)

表2および表3から次の4点が指摘される。第一に、ムラトベイ村は、16世紀にはムスリムの村であったのに対して、1845/46年には、総世帯数116のうち、ムスリム世帯が20(17.2%)、非ムスリム世帯が96(82.8%)と、非ムスリム中心の村に変化していることである。これに対して、第二に、ウムールベイ村は、16世紀にはムスリムの村であったが、19世紀中葉に至り、非ムスリムとの比が約3.7対1の混住村になったと理解される。第三に、パヴリキャン村は、16世紀には非ムスリムの村であったのに対して、19世紀中葉には完全にムスリムの村となったため、『人頭税台帳』にも記録されなかったと考えられる。後述するが、同村にはフィールーズ・ベイワクフのワクフ管財人メフメト・ベイ(Karye-i mezbure hânedânî Gâzî Firuz Bey evkafî mütevellisi

Mehmed Bey)が傑出した資産をもって住んでおり(資料1)、メフメト・ベイの家系が代々この地域一帯で影響力をもついわゆる地方名士家系であったと推察されるため、そのような事情からも同村はイスラムの村に変化していったのではないだろうか。

第四に、非イスラムの世帯と人頭税納税者数の関係に注目したい。『収入台帳』に記された非イスラム世帯数は1845/46年であり、表3の人頭税台帳は1850/51年であるため5年のひらきを考慮しつつ、両台帳を対照してみると、ムラトベイ村では非イスラム96世帯に対して人頭税納税者は256人、ウムールベイ村では非イスラム13世帯に対して人頭税納税者は30人であることから、一世帯平均約2.3人から2.7人の人頭税対象男性がいたことが理解される。実際、『収入台帳』には、世帯主の他に、同世帯において収入のある者として、世帯主の息子や兄弟の名と、どのような労働による収入によるのか記載されており、同時に彼らの人頭税の等級も記された。それらが記された世帯に限っていえば、世帯主に加えて息子あるいは兄弟が1人から4人まで記されている事例が確認される。このようにして世帯主以外にも人頭税納税者として『収入台帳』に記録された合計人数を、表3に併記した。『収入台帳』に記載された人頭税納税者は、全ての納税者を網羅してはいないということと、『収入台帳』と『人頭税台帳』との間に5年のずれがあることに注意しなくてはなるまい。5年間の納税者数の差は、ウムールベイ村の23人に対して7人増加した割合と同じ割合の増加分人数を、ムラトベイ村の194人に加えると、252人となる。ただし、ムラトベイ村の1850/51年の人頭税対象者合計人数は256人で、なかでも低額者の10名は、『収入台帳』からの遺漏および人口の自然増加とともに、ムラトベイ村への低所得者の移住の可能性も考えられる。

次に三村の世帯主の職業構成を表4に整理した。自作農の条件は、耕作地を保有していることと、犁耕に使用される2頭の耕作牛を所有していることである。『収入台帳』では「耕作牛(koşum kara sığır öküzü)」とあり、単位が対(cift)であることから、あくまでも耕作牛は対での所有が自明であると台帳からも確認される。ムラトベイ村では、村長(muhtar)兼自作農1名もあわせた農民(erbâb-ı zirâ'at)106人のうち、自作農の条件を満たすのは105人(99%)であった。他方で自作農の条件を満たしていない農民、導師、零細農民、床屋(berber)、酒屋(meykedeci)<sup>(4)</sup>がいる。これらの中で、零細農民すなわち自作農の条件を満たしていない小作人あるいは貧しい農民を意味するcabacıとは、ティマール制下のcaba<sup>(5)</sup>に由来する。三村でcabacıと明記された農民には、全く土地を持たない者もいれば、わずかなぶどう畑をもつ者もあり、必ずしも貧しいとはいえない例もある。いずれにせよ、1831年のティマール制完全廃止後の、ブルガリア北部中央地域においてcabaということが普通名詞として使用されていることが注目に値する。三村は、住民全体に対して自作農を含めた農業従事者がそれぞれ97.4%、100%、98.8%を占め、自作農主体の農村であった。この数値は、ギュランがおこなった同台帳に依拠したアナトリアおよびバルカン14村における自作農78.2%、あるいはこれに農業労働者を加えた91.9%よりもいっそう高い数値といえる〔Güran 1998:116〕。

表4 世帯主の職業構成(人)

村名	イマーム 導師	自作農	自作農兼村長	農民	零細	床屋	酒屋	計
ムトバイ			自作農兼礼拝		農民			
ムスリム	1	11	2 告知人	0	5	1	0	20
非ムスリム	0	92	0	1	2	0	1	96
計	1	103	2	1	7	1	1	116

ムルバイ	自作農	自作農兼村長	イマーム 自作農兼導師	農民	計
			自作農兼説教師		
ムスリム	39	1	2	6	48
非ムスリム	13	0	0	0	13
計	52	1	2	6	61

パヴリキャン	自作農	自作農兼	イマーム 自作農兼導師	農民	零細	床屋	計
		ワクフ管財人	自作農兼礼拝告知人		農民		
ムスリム	71	1	2	5	3	1	83

上述したパヴリキャン村在住のワクフ管財人メフメト・ベイは1290ドニユム(118.68ヘクタール)<sup>(16)</sup>という広大な播種地および132ドニユムの採草地を保有し、耕作牛も10対計20頭をはじめ、莫大な資産を有しており、収入は27110クルシュにのぼる(資料1)。彼の収入額はパヴリキャン村民総収入の約23.6%を占め、メフメト・ベイは三村在住の唯一の豪農である。ただし、メフメト・ベイを含めて誰ひとり綿やたばこなどの商品作物を栽培しておらず、「大農場 çiftlik」を所有していない。つまり三村は、ワクフ村であるためにワクフ管財人メフメト・ベイ家系が大きな影響力をもつが、基本的には穀物栽培を主体とする自作農率の高い農村であるといえる。そこで次に、これら三つの農村における税と収穫物、さらには耕作地の規模を明らかにする。

### 3. 『収入台帳』にあらわれた三村住民の収入と税

そもそも『収入台帳』は、タンズィマート改革開始とともに着手された行財政改革の一環として住民の資産・収入に照らして所得税額を確定するための調査記録である。したがって台帳に記された課税項目そのものが、

課税対象として意味をもっていた。

まず、三村の全収入に占める農業経営の割合は、以下のとおりである。

表5 三村における収入額(クルシユ)

村名	全収入	農業・牧畜	その他	世帯平均
ムトヘイ	154789.5	91122.5	63667	1334.4
(116 世帯)	100%	58.9%	41.1%	
ムスリム(20)	13679	7219(52.8%)	6460(47.2%)	684.0
非ムスリム(96)	141110.5	83903.5(59.5%)	57207(40.5%)	1469.9
ウムルヘイ	58324.5	39043.5	19281	956.1
(61 世帯)	100%	66.9%	33.1%	
ムスリム(48)	43201.5	28915.5(66.9%)	14286(33.1%)	900.0
非ムスリム(13)	15123	10128(67.0%)	4995(33.0%)	1163.3
パヴリキヤン	115048	74808	40240	1386.1
(83 世帯)	100%	65%	35%	
ムトヘイ	27110	12110(44.7%)	15000(55.3%)	
82 世帯	87938	62698(71.3%)	25240(28.7%)	1072.4

「農業・牧畜」からの収入とは、農地別の収入および家畜別の収入合計である。これらのうち、播種地(mezru)、ぶどう畑(bağ)、採草地(çayır)、野菜畑(lahana bostani)<sup>(17)</sup>については財務暦 1260 年と 1261 年との収穫額が併記され、それら年平均収入額が年間収入額として合算された。家畜のなかでは搾乳用ヒツジ(sağmal koyun)・ヤギ(sağmal keçi)および不妊のヒツジ(kasır koyun)<sup>(18)</sup>、養蜂用巣箱<sup>(19)</sup>については上述の土地と同様に財務暦 1260 年と 1261 年との収穫額が併記され、それらの年平均収入と、乳牛(sağmal inek)および乳水牛(sağmal manda)<sup>(20)</sup>からの単年の収入とを総計することによって各世帯の家畜収入が導き出され、これと、土地からの収入との合計が、各世帯の収入として記録された。

その他として示された収入は、資料 2 で示したように農業収入 827 クルシユとは別項目で例えば「運送・賃貸業 kiraçılık<sup>(21)</sup> およびその他の商業 ticaret-i sâ'ire による収入 500 クルシユ」のように、世帯主本人が副収入を得ている場合がある。別の世帯では、同世帯内で家計を一にする世帯主の兄弟や息子が、鎌刈り手(orakçı)、大鎌刈り手(turpancı)<sup>(22)</sup>、商業(ticaret)、使用人(hizmetkâr)などの様々な労働によって得られた収入が明記されている。ギュランはこの副収入について賃金労働、商工業、森林・運輸、その他という項目に種別している〔Güran 1998:117〕が、三村の場合、彼らの労働が上記のように「何業および何業」と記されているため、それらを農業関連の肉体力労働と純然たる商業活動とに類別することができなかつたため、表 5 では「その他」とすること

どめた。上記のような記録から三村ではオラクあるいはトゥルパンと呼ばれる鎌を使った収穫期の季節労働がおこなわれている事実が理解できる。ただし、彼らが誰の耕作地で労働しているのかに関する情報は記されていない。

表4と表5とを対照していえることは、職業構成からいえば、三村の約98%が農業に従事する世帯であるのに対して、収入の観点からいえば、純然たる専業農家としての収入は約64%で、世帯主自身あるいは世帯主の兄弟や息子がその他の賃金労働で家計を支えている実態が浮かび上がってくる。

表5の村別・世帯別収入から以下のことが指摘される。第一に平均収入は、村別では三村の中でパヴリキャン村が一番高いが、パヴリキャン村にワクフ管財人メフメト・ベイがいるために、一人が平均値を挙げている事情がある。メフメト・ベイは、すでに述べたように全村民収入の23.6%を占める収入を得ている(資料1)。しかも三村にとって生命の水ともいえるロシツァ川沿いにある製粉所(水車小屋)4基と製粉用石臼(seng)12基を所有していた<sup>20)</sup>。そのため、パヴリキャン村住民に関する収入や税額等の平均値を算出する際は、メフメト・ベイを除外した82世帯に限って観察する必要がある。この点を考慮に入れれば、三村のうち村民の平均収入が一番高いのはムラトベイ村で、なかでも非ムスリム住民の平均収入1469.9クルシユが同村ムスリム住民の684クルシユの2倍以上であることが特に注目される。

第二に三村民の収入を、同時代の他地域と比較してみたい。都市民ではあるが、同年の『収入台帳』における住民の平均収入は、アナトリアのエルズルムで271.7、ギュゼルヒサル・アイドウンの954、ブルガリアのサモコフ432.2、タタルパザルジュウの452クルシユであった〔Hayashi & Aydın 2004:214〕。他方、アナトリアおよびバルカンにおける14村の『収入台帳』においては平均943クルシユ〔Güran 1998: 125〕という数値が出されている。また、バルケスィルの『資産台帳』によれば、平均収入は都市民553.8、村民682、遊牧民399.3クルシユ〔江川1997; 2004〕であった。このことから19世紀中葉のアナトリアとバルカンにおいては、都市民と村民の間における平均収入はもちろん地域差があり、また収穫量を計るケイル(keyl)や物価そのものには地域差・時間差があるが、数値のみからいえば三村民の収入は相対的に高く、中でもムラトベイ村の非ムスリムの平均収入は突出しているといえるだろう。

オスマン帝国の伝統的農業経営において農耕と牧畜とは不可分で、とくにこの時代には家畜の価値が土地の価値に対して相対的に高かった〔Egawa 2004:130〕。しかし、三村民の農業・牧畜からの収入において、耕作地、ぶどう畑、採草地などの土地からの収入と家畜からの収入とを対比してみると、概して約9対1の割合で土地からの収入が大部分であった。例外はワクフ管財人メフメト・ベイで、土地からの収入と家畜からの収入が55対45という比率であった。すなわち三村の農民は、牧畜も自給的範囲にとどめ<sup>21)</sup>、もっぱら穀物栽培を主体として高い収入を得ていたのである。



表6 各村別納税額 (クルシユ)

村名	合計税額	ムスリム	非ムスリム
ムトベイ	26941.625	2906.375	24035.25
一括税	17823.5	2262	15561.5
アーシャル税	9118.125	644.375	8473.75
世帯平均税	232.3	145.3	250.4
収入に対する一括税割合	11.5	16.5	11.0(%)
収入に対する一括税およびアーシャル税割合	17.4	21.2	17.0(%)
収入に対する税割合 (人頭税も含めた場合)		21.4(%)	

村名	合計税額	ムスリム	非ムスリム
ウムルベイ	10949	8275.75	2673.25
一括税	7377	5704	1673
アーシャル税	3572	2571.75	1000.25
世帯平均税	179.5	172.4	205.6
収入に対する一括税割合	12.6	13.2	11.1(%)
収入に対する一括税およびアーシャル税割合	18.8	19.2	17.7(%)
収入に対する税割合 (人頭税も含めた場合)		22.3(%)	

村名	合計税額	メフメト・ペイ	82 世帯
バグダディヤ	16758.9	915	15843.9
一括税	10173	300	9873
アーシャル税	6585.9	615	5970.9
世帯平均税	201.9		193.2
収入に対する一括税割合	8.8	1.1	11.2(%)
収入に対する一括税およびアーシャル税割合	14.6	3.4	18.0(%)

表6に示したように、『収入台帳』で確定された住民から徴収される税は、一括税(vergü-i mahsûsa)およびアーシャル(十分の一)税である。表6によれば、ワクフ管財人メフメト・ペイを除外すれば、一括税は、収入に対して平均約11%から16.5%の幅をもった「所得税」であったことが理解される。一括税およびアーシャル税を合計した税額の収入に対する割合が、17%~19.2%であることから、各納税者の収入に対して一律に20%が課せられるべしという中央の方針〔Takamatsu 2004 :37〕に適った数値は、一括税のみではなくアーシャル税も含めた数値に相当することが理解される。なお、メフメト・ペイに限っては、300クルシュの一括税が課せられているが、一括税であれアーシャル税であれ収入からいけばほぼ免税に近い措置がとられているといえる。

加えて、非ムスリム住民については、『収入台帳』において確認できる限りの人頭税を加えた税額総計の収入に占める割合が、ムラトベイ村で21.4%、ウムールベイ村で22.3%であり、人頭税を加えてはじめてムスリム住民より税率が高くなることが理解される。同時期のギゼルヒサル・アイドゥン都市民の『収入台帳』でも、一括税およびアーシャル税合計の収入に対する割合は16.9% (ムスリム住民17.8%、非ムスリム住民13.3%で、人頭税を足しても15.5%)〔Hayashi & Mahir 2004 :170;214-215〕であること、バルケシルの『資産台帳』においてはムスリム住民に限って、しかも一括税のみが収入に対して21.7%〔Egawa 2004〕という数値と比べても、地域差等はあるが大まかにいって約20%の税割合の基本方針は順守されていたと思われる。

非ムスリムのみ課せられた税には人頭税と酒造税(zecriyye)がある。人頭税に関しては、上述した『人頭税台帳』に記録された人数がすべてを網羅した人数で、『収入台帳』に記された人頭税は、たまたま世帯主であった非ムスリム男性と、その世帯の構成員でかつ何らかの現金収入を得たために記録された非ムスリム男性とに関するのみ確認できるにすぎない。同時に、ある世帯の構成員で収入を得ているにもかかわらず、人頭税額の等級が明記されていない例もあるので、『収入台帳』に記録された人頭税は、各村すべての人頭税という観点からは情報が不十分といえ、税額全体の中で確定的数値として位置づけることが困難である。非ムスリムのみを対象とする税としてむしろ注目すべきは、ムラトベイ村では非ムスリムの96世帯中94世帯およそ98%が、ウムールベイ村では非ムスリムの13世帯中7世帯がブドウ畑を所有しかつ酒造税を課せられていたことである。この酒造税は実はアーシャル税の一部として合算されている<sup>(25)</sup>。すなわち表6のアーシャル税において非ムスリムの税額にはこの酒造税も含まれている。酒造税は、各世帯が保有するぶどう畑の面積ドニユムあたり一律に3.5クルシュ換算で課せられている。ただし、この酒造税は非ムスリム住民のアーシャル税合計のうちムラトベイ村では9.2%、ウムールベイ村では6.1%を占めるにすぎない。したがって彼らはおそらく商業用ではなく自家用にワインや蒸留酒を造っていたと考えられる。

具体的に三村でいかなる作物を栽培しているのかに関しては、アーシャル税として納めている収穫物から知ることができる。三村で栽培されている収穫物は、小麦(hnta)、大麦(sa'ir)、ライ麦(çavdar)、キビ(dan)、キビの一種(erzen)<sup>(26)</sup>、とうもろこし(musr)、まぐさ(alef)、ぶどう(üzüm)であり、すべての作物が三村全域で栽培されており、三村では米を作っていないと理解される。アーシャル税にはこのような穀物の他にヒツジ税も含まれており、ヒツジ1頭につき5バラ(40分の1クルシュ)が一律に課せられている。三村におけるア

アーシャル税に占める作物の割合は、小麦、大麦、ライ麦のみで、ウムールベイ村で88.7%、パヴリキャン村で95.7%を占めていることがわかる。加えてアーシャル税にはヒツジ税も合算されているが、アーシャル税全体に占めるヒツジ税の割合も1、2%にすぎない。このことから三村は、特段タバコや綿などの商品作物に特化した大農場<sup>チフトリキ</sup>が広がっているわけでもなく、もっぱら穀物生産をおこなう農村であったといえる。そしてこれらのアーシャル税は、三村が帰属するタルノヴォ郡中心都市にあるフィールーズ・ベイの慈善施設などのワクフ施設へ納められていたと推察される。

#### 4. 三村における耕作地の保有状況

三村における農業経営規模を、農民が保有する耕作地の規模と収入から考察したい。上述したように三村の台帳には、農民が耕作用に使用する耕作牛が<sup>チフト</sup>対を単位として記録されている。ある農民が耕作牛を所有していない場合、代用として駄馬やその年に出産しなかった雌牛を使う可能性もあるかもしれない。そのため、播種地を保有しているが耕作牛を所有しない農民については、代用として使用される可能性のある家畜の有無も調べたが、いずれの場合もそれらの家畜を2頭所有する者はいなかった。その上で、三村民の保有する播種地の規模を、表7で整理した。

表7 播種地面積別世帯数（世帯）

村名		0<10	10以上50以下	50<(トニユム)	耕作地なし
ムトベイ	ムスリム	1	13	1	5
	非ムスリム	0	89	3	4
	自作農 ムスリム	0	12	1	—
	自作農 非ムスリム	0	89	3	—
ウムールベイ	ムスリム	1	32	11	4
	非ムスリム	0	9	4	0
	自作農 ムスリム	1	31	10	0
	自作農 非ムスリム	0	9	4	0
パヴリキャン(ムスリムのみ)		2	71	4	6
	自作農	2	68	4	0

一世帯あたり平均播種地面積（ドニユム）

		全播種地保有者	自作農
ムラトベイ	村民	30.3	
	ムスリム	26.4	28
	非ムスリム	30.9	30.9
ウムールベイ	村民	41.9	
	ムスリム	41.9	41.5
	非ムスリム	42	42
パヴリキヤン	村民	48.3	
ワクフ管財人を除く村民 82 世帯		35.8	35.8

表7からまず注意すべき点は、三村の住民が保有する耕作地については、あくまでも「播種地 mezu'」と表記されていることである。すなわち三村の『収入台帳』では、ほとんどの世帯が保有する耕作地は「播種地」のみが記録され、「非播種地 gayr-i mezu'」のみ保有する事例が10件<sup>(27)</sup>、「播種地」と「非播種地」と両方が記載されている事例もわずか3件にすぎないことである。

オスマン帝国における伝統的農業は、土地の地味を維持するため耕作と休耕とをくりかえす二圃制あるいは三圃制であるため、農民の経営規模を考える際には播種地と休耕地(hâlî)とを合わせて耕作地(tarla)面積と考えるなければならないことは、これまで明らかになってきた<sup>(28)</sup>。1840年のバルケスィルの『資産台帳』では、通常各世帯が保有する耕作地は「播種地」と「休耕地」との面積と評価額とがそれぞれ併記され、それらの合計が全体の耕作地面積と評価額として記録されており、加えて「一年おき」と特記された場合もあり、二圃制農業がおこなわれていたことは明白となった。しかし、これら三村の『収入台帳』においては「播種地」のみが記録されているため各世帯において休耕地が併せて保有されているのか否かが半然としない。

このことが意味する可能性は2つある。第一は、三村の地味が肥沃なために伝統的オスマン農業からは例外的に、農民は保有する全耕作地をすべて播種地として利用可能であったということである。第二は、『収入台帳』調査の際、播種地面積および収穫額のみ記録すれば、非播種地あるいは休耕地は特段記録しなくてもよしと現場でみなされた可能性も考えられる。三村の『収入台帳』においてこれらの可能性のいずれであるかを現段階で確定することはできない。

ただし、オスマン朝下のブルガリア農村でも一般には二圃制あるいは三圃制農業が営まれてきたと考えられる [Parveva 2000]。例外としてウムールベイ村の非ムスリムが播種地 50 ドニユムと非播種地 30 ドニユムを、パヴリキヤン村のムスリムが播種地 20 ドニユム・非播種地 20 ドニユムを、もう一人のムスリムが播種地 64 ドニユム・非播種地 30 ドニユムを保有する三つの例が確認された。これらのわずかな情報に限って言えば、二圃制あるいは三圃制がおこなわれていた可能性も考えられよう。

『収入台帳』のお手本として中央で編まれたひながたには、「播種地」の横に、「小作にだされている耕作地」

や「非播種地」の項目が確かに記されている〔Hayashi & Aydın eds. 2004: 246〕。同時代におこなわれたアナトリア北東部ドゥズジェ郡の『収入台帳』<sup>(29)</sup>には、世帯ごとに播種地および非播種地が記録されている。さらにこれまで筆者が複数の『資産台帳』および『収入台帳』を解説してきたなかで、本調査に従事した書記は実に細かくデータを記録していることがわかる。したがって、三村では二圃制あるいは三圃制農業が営まれていたとも推察されるが、書記がひながたに忠実に記録していたという可能性もなお残されているのである。

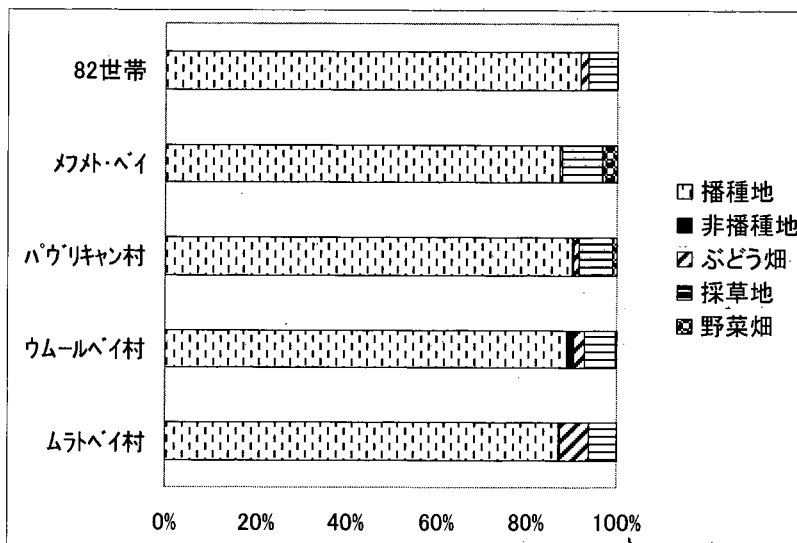
ともあれ数値として確認できる播種地の面積のみを、各世帯が保有する耕作地面積とみなして考えてみたい。そもそもティマール制下での小農経営では平均 60 ドニユム、19 世紀中葉のアナトリアとバルカンにおける典型的農村 11 村における世帯平均 22.3 ドニユム〔Güran 1998: 121〕、同時代のバルケスィル郡附属村の自作農保有平均耕作地 38 ドニユム〔江川 1997; 2004〕、20 世紀初頭アナトリアとバルカンで平均約 40~80 ドニユムと指摘されてきた。以上のような他地域の事例と比較した場合、三村自作農が保有する平均播種地面積 28~42 ドニユムは、その他に非播種地を保有していないとしてもおかしい数値ではない。

万が一、第二の可能性であるならば、20 世紀初頭のレベルの耕作地規模のかかなり大きい村であるといえるだろう。同時に、たまたま三村の調査官および書記が目先の収入額に惑わされて、実は農業経営に関する本質的視点が脱落してしまったといえる。すなわち「近代化」を志向する税制改革の一環に位置づけられる本調査において、一見、放置されているような休耕地が実は大きな意味をもつことが度外視されたとすれば、改革の負の側面として大いに注意すべきである。つまり『収入台帳』における播種地面積は、各戸が保有する耕作地全体の面積かどうかは個別に吟味する必要があるといえる。

さて、村民は一般に、播種地の他にぶどう畑と採草地を保有していた、野菜畑を所有していたのは三村民のうちクフ管財人メフメト・ベイとムラトベイ村の 3 人とウムールベイ村の 1 人にすぎない。三村における農地利用の面積比は、表 8 およびグラフようになる。三村ともに、全体の土地の約 87.4%から 90.1%までを播種地が占めていることが理解できるのである<sup>(30)</sup>。

表 8 三村における農地利用の面積（ドニユム）および面積比

村名	播種地	非播種地	ぶどう畑	採草地	野菜畑
ムラトベイ	3239	16	234	231.5	2
ウムールベイ	2390	40	67.5	192	4
バウリヤン	4010	8	57.5	323	48
メフメト・ベイ	1290	0	6	132	48
82 世帯	2720	0	51.5	191	0



## 5. 「ヴァンコフ文書」の土地証文にあらわれた土地の「売買」

オスマン帝国において耕作地の所有権は原則として国家に帰属していた<sup>(31)</sup>。1858年に発布されたオスマン土地法（以下、「1858年土地法」と呼ぶ）では、もともと国有地であって、国有地上の諸税がなんらかの理由でワクフに設定されたような土地は「擬似ワクフ地」とみなされ、当時のオスマン帝国においてはこのような「擬似ワクフ地」が大変多く存在しているが、これらは国有地の範疇に含まれることが1858年土地法で再確認された。フィールーズ・ベイのワクフ村として16世紀に設定されていたムラトベイ村における耕作地も、「ヴァンコフ文書」の中に残された土地証文を見る限り、事実上の売買が、ワクフ管財人の承認のもとにおこなわれており、これらの耕作地は法的には「擬似ワクフ地」の範疇に入れられると考えられる。

上述した「ヴェンコフ文書」のなかで本稿では土地証文にのみ着目し、「売買」に関するものを表9に整理した。表9のうち、1834・35年に「売買」された耕作地はパヴリキャン村に帰属し（資料3）、1867・68年に「売買」された耕作地はウムールベイ村に帰属しており、それら以外の耕作地等はすべてムラトベイ村に帰属していた。資料3に一例を紹介したように、土地証文では、一般に「売買」の対象となる土地の種類、当該地の場所を確定する情報としての四方に隣接する土地あるいは土地の保有者名、当該地の面積、そして価格が記され、当該地が誰から誰の手へわたったのか、その結果としてワクフ管財人の承認のもとに新たな保有者へ「この土地証文が授与される」という内容が定型の叙述として記されている。

オスマン帝国における耕作地の保有を明らかにするために、農民へ土地証文を授与する制度はティマール制下から存在し、1858年オスマン土地法においても再確認された。そのため、表9においても1858年以前から以後も土地証文は、保有者の正当性の証しとして発行されたと考えられる。上述したように、オスマン帝国における耕作地の所有権は、法的には国家に帰属していたため、「売買」することはできなかったが、これらの土地証文は耕作地をはじめとする土地が事実上は「売買」されていたことを示している。

表9から、時代の経過があるため物価変動を考慮する必要があることは承知の上で、あえてそのままごく単純に計算してみた場合、次のようなことが指摘できる。第一に、耕作地が「売買」される場合、一片の耕作地の規模は1ドニユムから18ドニユムまでである。上述したとおり、ムラトベイ村の自作農が保有する「播種地」面積は平均30.3ドニユムであることを考慮すれば、農民是一片が小規模の耕作地を複数片保有していたと推察される。

第二に、「売買」される耕作地の1ドニユムあたりの平均評価額は、きわめてまちまちであり、15クルシユから275クルシユまで幅があることがわかる。この原因は、時代的に約40年の差があるため、これらの評価額の増大を促したものは、一般にオスマン帝国で1853年のクリミア戦争を契機に物価が急激に上昇したこと、さらにはその後1960年代後半から、耕作地も商品化されていったことで耕作地の評価額も上昇したと連動している。

表9 「ヴァンコフ文書」における土地の「売買」

西暦	土地の種類	面積 (ドニユム)	「売却」価格 (クルシユ)
1826/27	耕作地	3+4	45+72
1827/28	脱穀場	4	170
1830/31	耕作地	2	30
1833/34	ぶどう畑	5.5	—
1834/35	耕作地	3.75	60
1845	宿駅・郵便施設 <sup>(32)</sup>	3	605
1845/46	脱穀場	12	—
1862	栗畑	0.5	175
1863/64	ぶどう畑	1.25+0.75	250+80
1863/64	宿駅・郵便施設と脱穀場	4	650
1865/66	耕作地	12	600
1867/68	耕作地	18	1430
1873	家屋と耕作地	4	1300
1875	耕作地	5	500
1875	耕作地	1	180
1875	耕作地	2	550
1875	耕作地	6	600
無記載	耕作地	2.5	300
無記載	耕作地	3	470

『収入台帳』から導き出されたドニユムあたりの収入を表10に示した。

表 10 1 ドニユムあたりの収入額 (クルシュ)

村名	播種地	ぶどう畑	採草地	野菜畑
ムラトベイ	20.3	48.8	10.0	67.5
(116 世帯)				
ムスリム(20)	14.7	36.6	6.3	80
非ムスリム(96)	21.1	52.1	10.6	63.3
パヴリキャン	12.5	32.1	10.0	50
(61 世帯)				
ムスリム(48)	12.1	30.1	10.0	
非ムスリム(13)	14.1	34.7	10	
パヴリキャン	14.5	39.7	8.0	6.7
(83 世帯)				
ムラトベイ	4.2	40	5	6.7
82 世帯	19.4	39.6	10	

第三に、耕作地以外の土地の「売買」としてはごくわずかな例ではあるが、ぶどう畑や栗畑、家屋とともに売られた地所の方が、耕作地に対する評価額よりも高いことが理解されるのである。ちょうど同時代の土地証文がないのが惜しまれるが、表9から『収入台帳』における播種地のドニユムあたりの平均収入が約12クルシュから21クルシュであるのに対して、表9の土地証文に表れた1830/31年の耕作地の「売買」価格、ドニユムあたり15クルシュであることがわかる。

それにしても、表10で注目すべきは、やはりムラトベイ村の非ムスリム保有の播種地およびぶどう畑のドニユムあたりの収入の高さである。同じ村であるにもかかわらず、ムスリムのそれとの差はどのような理由によるものであろうか。同時に住民がムスリムだけであるパヴリキャン村も土地が肥沃なのか、収入は高い。ただしワクフ管財人のメフメト・ベイは、面積としては広大な播種地、ぶどう畑、採草地を保有しているが、ドニユムあたりの収入はあがっておらず、保有地全体に手がまわらなかったのか、あるいは「播種地」の中に実は休耕地を多く含んでいたとも推察される。

最後に、『収入台帳』と「ヴァンコフ文書」に共通して現れる人物について述べなければならない。土地証文上では、上記のような土地の「売買」をした証明をワクフ管財人が署名しているものが5例ある。これらのうち、二葉にワクフ管財人メフメト・ベイの名が確認される。この人物こそ、パヴリキャン村に在住する地方名士家系のワクフ管財人メフメト・ベイであることは間違いない。メフメト・ベイは、1833/34年および1834/35年の土地証文と『収入台帳』が編まれた1845/46年には、管財人であったことが確認できた。資料3では、「アガ」という尊称が付与されていることも、地方名士の証しのひとつとなろう。加えて、別の「ヴァンコフ文書」から、1805/06年には İbrahim、1827/28年には elhacı Osman、1875年にも İbrahim という人物が管財人であっ



たことが確認された。

さて、これらの土地証文が彼らの手元に残されていた理由は、表9の土地の取引のすべてに、ほとんどの場合、「買い手」としてヴァンコフ家がかかわっていたからである。ではいったいヴァンコフ家はいかなる世帯構成、いかなる経済活動を営んでいたのであろうか。当時のヴァンコフ家とは、ムラトベイ村の『収入台帳』世帯番号40「マリンの息子ネデルチョ Marin oğlu Nedalço」<sup>(33)</sup>であることは間違いない(資料2)。ネデルチョ(1818-1879)は、『ヴァンコフ日記』を執筆したイリヤ・ヴァンコフ(1870?-1948)の祖父で、マリンはネデルチョの父にあたる人物である〔Terajima 2001: 3; 寺島1996〕。そして資料3からマリンは、周囲の住民から「小さいマリン」と呼ばれており、かつネデルチョには、コロ、ゲオルギという兄弟がいたことがわかる<sup>(34)</sup>。

『収入台帳』に記録されたネデルチョの資産・収入は資料2のとおりである。ネデルチョの人頭税は中級であり、収入等からみた経済力は、他の村民と比べても富裕というわけではなく、平均をやや下回る程度であった。では、ネデルチョの父のマリンはどうであろうか。ムラトベイ村の名の中にマリンの名は2人あり、彼らのうちの1人「ネデルコの子マリン」(世帯番号105)にはネデルチョとサチョという息子がいることがわかる。ただし、ネデルチョおよびサチョという名は、珍しい名ではないためその人物がネデルチョの父であるとの確定はできないが、この人物の人頭税は高額であり、収入も平均以上であることからネデルチョの父の可能性は大きい。いずれにせよ、ネデルチョがかかわったような土地の「売買」を、一般的に他の村民もおこなっていたのか、すなわちごく当たり前のことで、たまたまネデルチョの子孫がこの土地証文を大切に保存していたのか、それともこのような「売買」行為がごくまれなことだったのかに対する答えを現段階で出すことはできない。ともあれ「ヴァンコフ文書」の当事者であるマリンの息子ネデルチョは、1845/46年にムラトベイ村で標準的な自作農民として確かに生活していたのであった。

## 6. 結論と今後の課題

これまで述べてきたことから、ムラトベイ村、ウムールベイ村、パヴリキャン村に広がる農村社会に関して次のような点が明らかになった。第一に、三村は古都タルノヴォを中心都市とするタルノヴォ郡に帰属し、ロシツァ川の恵みを共有するワクフ村であった。中でもパヴリキャン村在住のワクフ管財人メフメト・ベイが、水車4基を所有するなど傑出した財産をもつ当該地方の有力者であったことが明らかとなった。今日、パヴリキャンが他2村を含む「市」に成長していることを考慮すれば、19世紀にはすでにワクフ管財人のお膝元で行政・財政機能の拠点であったと推察される。ただし、メフメト・ベイをはじめとしていわゆる大農場を所有する者はおらず、いずれも小麦、大麦、ライ麦栽培が播種地の9割以上を占める大穀倉地帯で、そして住民の自作農率も高い農村社会であった。ただし、農業・牧畜収入は約64%で、その他に鎌刈りや商業など季節労働・賃金労働あるいは副業をおこなって収入を得ていることが明らかとなった。彼らが誰とどのような契約の上で労働しているのかは、史料からはわからないが、ワクフ管財人の農地で労働していた住民も多くいたのではないかと推察される。

第二に、三村の自作農が保有する播種地は平均 28~42 ドニウムであり、標準的な小農経営が営まれていたと推察される。ただし、各世帯が保有する非播種地がかならずしも明記されていなかったため、そのことが播種地を保有していないことを意味するのか、書記がたんに記載しなかったことを意味するのか半然としない。

第三に、三村の中で収入がもっとも高かったのはムラトベイ村の非ムスリムで、自家用の豚の飼育や酒造などによって一様に富裕な暮らしを送っていたことが理解された。さらに「ヴェンコフ文書」の記載事項から、この文書を所蔵していたヴァンコフ氏の祖先にあたる、マリンおよび息子のネデルチョは兄弟とともに、『収入台帳』に記録された人物であると判断できた。

第四に、複数の土地証文を検討することによって、耕作地は小地片から構成されていることから、いわゆる大農場オフトロシの存在は認められず、小農経営が主体であったことを裏付けた。とはいえ耕作地は事実上「売買」され、その売買価格は、当時のドニウムあたりの収入にほぼ匹敵することが確認された。

以上、限定的史料に依拠した上での考察ではあるが、タルノヴォ郡三村は穀物栽培を主体とした、帝国の他の都市や村と比べても収入額に限っていえば比較的豊かな非ムスリムとムスリムが共存する小農経営中心の農村社会であったことが明らかとなった。

とはいえ今後の課題は山積している。第一に、三村がフィールーズ・ベイのワクフ村に指定されているという観点からいえば、ソフィアの国立図書館所蔵のワクフ文書の他に、タルノヴォ郡国立文書館およびトルコ国内に所蔵されているフィールーズ・ベイ・ワクフ関連の諸史料を解説・参照した上で、中央政府、タルノヴォ郡当局、同ワクフ施設およびワクフ財源となる他村・施設に関するワクフ政策・財政という視点からの分析が不可欠である。第二に、タルノヴォ郡の農村社会という観点からいっても、本稿であつかったのは三村のみにとどまったので、少なくともムラトベイ村が帰属するタルノヴォ郡ホタリチ郷の 30 余村全体に関する『収入台帳』の分析が必要となる。このような作業を経てはじめて、三村の農業経営の実態が特殊なのか、否かが明らかにされるだろう。

第三に、「ヴェンコフ文書」に関する詳細な分析を、オスマン帝国の政治・経済状況の中に、同時にブルガリア内陸部という地域史の中に位置づけた上で、1900 年の『ヴェンコフ日記』へつなげていきたいと考えている。

そしてこのような作業をとおして、農業生産における収穫高や生産性の高さなどを含めたより詳細な社会・経済活動の実態が、『収入台帳』の 5 年後に起こるヴィディン反乱などにおける「ムスリム領主の封建的土地支配に反発するキリスト教徒農民」〔佐原 1998: 199〕という構図と、さらにはブルガリア独立へとつながる民族運動や 1876 年のブルガリア人の 4 月蜂起といかに結びつくのかという問題に直結することとなる。すなわち、タンズィマート改革のブルガリア地域における影響に関する問題<sup>(55)</sup>へ結び付けていきたい。なぜならばムラトベイ村は、オスマン支配下の 1869 年にブルガリアの村で初のチタリシテ(chitalishte)と呼ばれる読書室兼公民館<sup>(56)</sup>ができた町として知られ〔Acaroğlu 1988: 285〕ており、加えて、1876 年の四月蜂起のリーダーであったバチョ・キロ(Bacho Kiro)の出身地でもあるからだ。このような文教活動の基礎は、ムラトベイ村がフィールーズ・ベイのワクフ村として、行政・財政機能をもつムスリムのパヴリキャン村とある種対抗する非ムス

リム主体の富裕な村として存在し、安定した経済活動を送っていたことと、ブルガリア王国の都で、古くからの文教活動の中心地であったタルノヴォとドナウ河岸のルセトを結ぶ内陸交通の要衝であったことに起因すると推測されるのである<sup>37)</sup>。

本稿は、『近代トルコにおける地方社会の変容—西北アナトリアとブルガリア内陸部の都市、農村、遊牧民』(平成17年度～平成19年度)科学研究費補助金基盤研究(C)課題番号17520483の成果の一部である。

## 参考文献

イスタンブル 総理府オスマン古文書局(Başbakanlık Osmanlı Arşivi)所蔵

『資産台帳(Temettüat Defteri)』ML.VRD.TMT.7225・7226(遊牧民),7227(村),7228(都市)。

『収入台帳(Temettüat Defteri)』ML.VRD.TMT.12636(パヴリキヤン村),12700(ウムールベイ村),12701(ムラトベイ村);3461(ドゥズジェ郡)。

『人頭税台帳』ML.VRD.CMH.1267。

ブルガリア ビャーラ・チェルクヴァ町ヴァンコフ家所蔵

「ヴァンコフ文書」

Acaroğlu, M.T. haz.(1988) *Bulgaristan'da Türkçe Yer Adları Kılavuzu*, Ankara.

江川ひかり(1995)「タンズィマート改革期におけるトルコ農村社会—土地法改正と行政・税制改革—」『オリエンツ』38(1), 61-78。

江川ひかり(1997)「タンズィマートと地方社会—1840年のバルケスィル郡『資産台帳』にみる土地「所有」状況を中心に—」『東洋学報』79(2), 01-029。

江川ひかり(1998)「一九世紀中葉バルケスィルの都市社会と商工業—アバ産業を中心に—」『お茶の水史学』42, 1-42。

Egawa, H.(2004)Balıkesir: A Rural City in Social Economic Change, eds., Hayashi K. & M. Aydın 2004, 107-139.

江川ひかり(2006)「一九世紀オスマン帝国における遊牧民と土地—ヤージュ・ベディルの事例を中心に—」『西南アジア研究』64, 35-61。

Egawa, H. & Şahin, İ.(2007)*Yağcı Bedir Yörükleri*, İstanbul.

江川ひかり(2008)『近代トルコにおける地方社会の変容—西北アナトリアとブルガリア内陸部の都市、農村、遊牧民—』(平成17年度～平成19年度)科学研究費補助金基盤研究(C)課題番号17520483 研究成果報告書

江川ひかり(出版準備中)「一九世紀中葉オスマン帝国における人口と世帯—西北アナトリア、バルケスィル郡の事例から—」落合恵美子・小島宏・八木透編著『歴史人口学と比較家族史』早稲田大学出版会, 101-130。

Emecen, F. (1992) Bennak, *Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, 5, İstanbul, 458-459.

Gökbilgin, M.T. (1971) Mihaloğulları, *İslam Ansiklopedisi*, 8(2.baskı), İstanbul, 289-291.

Güran, T.(1998) *Osmanlı Tarım Ekonomisi, 1840-1910, 19. Yüzyıl Osmanlı Tarımı Üzerine Araştırmalar*, İstanbul,

- 63-127(*Türk İktisat Tarihi Yıllığı* 1(1987), 1988, İstanbul Üniversitesi İktisat Fakültesi, 225-303).
- 林佳世子(1989)「イスラム都市の慈善施設「イマーレット」の生活」『東洋文化』69, 119-144.
- Hayashi K. & M. Aydın eds.(2004). *The Ottoman State and Societies in Change*, London・New York・Bahrain.
- İncalcık, H.(1991) The Emergence of Big Farms, *Çiflik: State, Landlords, and Tenants*, Ç.Keyder and F.Tabak eds., *Landholding and Commercial Agriculture in the Middle East*, Albany, 17-34(Bacqué-Grammont, J.L.& Dumont, P. eds., *Collection Turcica III, Contributions à l'histoire économique et sociale de l'Empire ottoman*, 1983, Louvain, 105-126).
- İncalcık, H.(1992) *Tanzimat ve Bulgar Meselesi; Doktora Tezi'nin 50. yılı(Tanzimat ve Bulgar Meselesi(1943)*, Ankara), İstanbul.
- İncalcık, H.(1993) Osmanlılar'da Raiyyet Rüşümü, *Osmanlı İmparatorluğu Toplum ve Ekonomi*, İstanbul, 31-65 (*Belleten* XXIII, 1959, 575-610).
- Karal, E.Z.(1997) *Osmanlı İmparatorluğunda İlk Nüfus Sayımı 1831*(2.baska), Ankara.
- Kiel, M., The Imaret of Firuz Bey(Mihaloğlu) in Timovo, N.Bulgaria, in the mid -16th Century(unpublished report)
- Koledarov, P.& Miçev, N. haz.(1973) *1878-1972 Yılları Arasında Bulgaristan'da Yerleşim Yerlerinin İsimleri ve Statülerindeki Değişiklikler (Türk Alfabesine Göre)*, Sofya.
- Nagata, Y.(1976) *Some Documents of the Big Farms(ÇİFTLİK) of the Notables in Western Anatolia, Studia Culturae Islamicae*, 4, Institute for the Study of Languages and Cultures of Asia and Africa(ILCAA).
- 永田雄三(1977)「16世紀トルコの農村社会—1531年付サルハン県「検地帳」分析の試み—」『東洋学報』58(3・4), 41-71.
- Nagata, Y.(1979) *Materials on the Bosnian Notables, Studia Culturae Islamicae*, 11, Institute for the Study of Languages and Cultures of Asia and Africa(ILCAA).
- 永田雄三(1986)「歴史のなかのアーヤーン—十九世紀初頭トルコ地方社会の繁栄—」『社会史研究』7, 81-162.
- Nagata, Y.(1997) *Tarihte Âyânlar: Karaosmanoğulları Üzerinde Bir İnceleme*, Ankara.
- Parveva, S.(2000) Rural Agrarian and Social Structure in the Edime Region during the Second half of the Seventeenth Century, *Études balkaniques*, 3, Sofia, 55-90.
- Radushev, E.; Ivanova, S.; Kovachev R., eds.(2003) *Inventory of Ottoman Turkish Documents about Waqf Preserved in the Oriental Department at the St St Cyril and Methodius National Library, Part I-Registers*, IMIR.
- 佐原徹哉(1998)「第三章 オスマン支配の時代」柴宜弘編『新版世界各国史 18 バルカン史』山川出版社, 120-152.
- 佐原徹哉(2003)『近代バルカン都市社会史：多元主義空間における宗教とエスニシティ』刀水書房.
- Süreyya, M.(1996) *Sicill-i Osmani*, 2, İstanbul, 538.
- Takamatsu, Y.(2004) Ottoman Income Survey (1840-1846), eds., Hayashi K. & M. Aydın 2004, 15-45.
- 多田 守(2005)「15-16世紀のGöynük郡」『西南アジア研究』62, 24-49.
- 寺島憲治(1992)「〔ブルガリア〕ゴールスコ・スリヴォヴォ村の村びとたち」南塚信吾編著『東欧革命と民衆』朝日選書 451, 129-157.

寺島憲治(1996)「AA 研報告 『ヴァンコフ日記』(1996年6月22日に東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所にておこなわれた報告レジュメ) .

Terajima, K.(1997)(2001) *The Diary of a Bulgarian Peasant Iliya Vankov for the Year 1900(1)Text and Notes, Studia Culturae Islamicae*, 58, Institute for the Study of Languages and Cultures of Asia and Africa(ILCAA); *The Diary of a Bulgarian Peasant Iliya Vankov for the Year 1900(2)Documents and Index, Studia Culturae Islamicae*, 71, ILCAA.

Türkiye’de Halk Ağzından Derleme Sözlüğü IV, 1969, Ankara.

Veinstein, G.(1991) On the *Çifilik* Debate, Ç. Keyder and F. Tabak eds., *Landholding and Commercial Agriculture in the Middle East*, Albany, 35-53

資料1 パヴリキャン村『収入台帳』世帯番号1 (TMT 12636 s.2)

hane	erbâb-ı zirâ’atden olduğu	numara	sene-i sâbıkada vergü-yi
1		1	muhassasadan bir senede verdiği guruş 300

a’sâr ve rîsûmu olarak bir senede verdiği

hunta	galle	bedel-i ‘ösr-i üzüm	
keyl			
100		dönüm	fi-i
		6	beher
guruş		guruş	guruş
600		15	2.5
yekûn			
guruş			
615			

Karye-i mezbure hânedâmî Gâzî Firuz Bey evkafî mütevellisi Mehmed Bey temettü’ü

mezrû’ tarla	bağ	çayır	lahana bostâm
dönüm	dönüm	dönüm	dönüm
1290	6	132	48
hâsilât-ı senevîsi	hâsilât-ı senevîsi	hâsilât-ı senevîsi	hâsilât-ı senevîsi
guruş	guruş	guruş	guruş
5400 sene 60	230 sene 60	700 sene 60	300 sene 60
<u>5400</u> sene 61	<u>250</u> sene 61	<u>620</u> sene 61	<u>340</u> sene 61
10800	480	1320	640

arı kovanı nehri Rosita üzerinde vâkı' âsiyâb kat'a seng

adet 70 4 12

hâsılât-ı senevîsi hâsılât-ı senevîsi

guruş guruş

450 sene 60 3750

550 sene 61

1000

sağmal manda körpe malak sağmal inek körpe buzağı kısır manda

re's re's re's re's re's

12 12 8 8 10

hâsılât-ı senevîsi hâsılât-ı senevîsi

guruş guruş

720 240

sinn 2 sinn 3

kısır inek dişi döğe erkek dana kısırak kısır kısırak

re's re's re's re's re's

10 10 10 10 30

tay 10

20

sinn 4 sinn 3

sıpa erkek tay bârgîr koşum camus öküzü

re's re's re's çift

5 5 13 6

koşum kara sığır öküzü

çift

4

Mecmû ' undan bir senede ber-vech-i tahmîn temettü'âtı

guruş

12110

15000 vakf-i mezbûr tevliyetinden temettü'ü

27110

資料2 ムラトベイ村『収入台帳』世帯番号 40 (TMT 12701 s.11)

hane	erbâb-i zirâ'atden idüğü	numara	sene-i sâbıkada vergü-yi
40		40	muhassasadan bir senede verdiği
			guruş
			180

a'şâr ve rüsûmu olarak bir senede verdiği

hunta	şa'ır	bedel-i 'öşr-i üzüm		musır
keyl	keyl	dönüm	fi-i	keyl
8	2	2	beher	0.5
guruş	guruş	guruş	guruş	guruş
48	6	6	3	2

yekûn

guruş para

62	0		
7	0	zecriyye nâmıyla maktû'an verdiği beher	guruş 3.5 para
<u>2</u>	<u>20</u>	âdet-i ağnam rüsûmu	re's 20 beher 5 para
71	20	yedinde olan kâğıdı ط	

Marin oğlu Nedalço zimmî

mezru' tarla	bağ dönüm	çayır dönüm	sağmal koyun	kuzu
dönüm			re's	re's
24	2	2	20	10
hâsılât-ı senevîsi	hâsılât-ı senevîsi	hâsılât-ı senevîsi	hâsılât-ı senevîsi	
guruş	guruş	guruş	guruş	
504 sene 60	95 sene 60	17 sene 60	110 sene 60	
<u>550</u> sene 61	<u>105</u> sene 61	<u>23</u> sene 61	<u>130</u> sene 61	
1054	200	40	240	
sağmal manda	malak	döllü kısarak	koşum kara sığır öktizü	
re's	re's	re's	çift	
1	1	1	1	
hâsılât-ı senevîsi		tay	<u>1</u>	
guruş			2	
60				

canavar

re's

1

Mecmû'undan bir senede ber-vech-i tahmîn temettü'âtı

guruş

827

500 kirâçlıktan ve ticaret-i sâ'ireden temettü'ü

1327

### 資料3 「ヴァンコフ文書」より 1834/35 年の土地証文

Vech-i tahrîr-i hurûf budur ki:

İşbu bin ikiyüz elli senesinde Timovi kazâsına tâbi' ceddim Gâzi Firuz Bey evkafı kurâlarından Pavlikan karyesi toprağı dâhilinde vaki' Mihalli yolu nâm mahalda bir kıt'a tarla bir tarafı Gano bir tarafı tarîk-i 'âm ile mümtâz tahmînen on beş evlek mikdârı tarla mutasarrıf olan Katil Ömer kendi hudûdundan almış guruşa fûruht edüp karye-i mezbûrdan Küçük Marin oğulları Kolo ve karındaşı Nedâlço ve Görgi bunlar fûruhtı kabul edüp tapusuna tâlib ve râğib olup bizler dahi zâbiti olduğum hasebiyle kanûn-ı kadîm üzere resm-i 'âdîsin ahz edüp işbu tapu i'tâ olundu. Tarafımızdan ve taraf-ı âhariyle bir kimesne mâni' olunmaya, fi sene 50.

Bende

Mehmed Ağa el-mütevellî-i Firuz Bey

### 註

- (1) このテーマに関する主要論文として İnalçık 1991; Güran 1998; Veinstein 1991; 永田 1986; Nagata 1997; 江川 1997; Egawa 2004 を参照されたい。
- (2) 総理府オスマン古文書局所蔵 Temettüat Defteri のうち、『資産台帳』とは 1840 年に記録された台帳を、『収入台帳』とは 1845/46 年に記録された台帳を意味する。これら 2 つの台帳は、資産そのものに重きを置いた 1840 年の調査から、1845/46 年の調査では収入そのものに重きをおく方針に変更されたため、筆者は両台帳を上記のように呼び分けてきた。両台帳の史料的性格に関しては Takamatsu 2004 を、両台帳に関する比較研究は Hayashi & Aydın eds. 2004 を参照されたい。
- (3) バルケスィルの『資産台帳』(ML.VRD.TMT, 7225-7228)に関しては江川 1997; 1998; 2004; 2006。



- (4) Egawa & Şahin 2007; 江川 (出版準備中) を参照されたい。
- (5) オスマン帝国全土で実施された 1831 年の男性人口調査統計によれば、タルノヴォ郡中心都市に一時滞在者および駐屯兵を含めて 3051 人、タルノヴォ郡に帰属するホタリチ、トゥルルク、サフラという三つの郷にそれぞれ 7543 人、5108 人、2678 人、合計 18380 人の男性人口が記録されている(Karal 1997:43-45)。1845/46 年の『収入台帳』調査においても同郡は中心都市とこれら三つの郷とから構成されている。
- (6) 寺島憲治氏は 1994 年、ビャーラ・チェルクヴァ町住民キリル・ヴァンコフ氏(1934-1995)が祖父イリヤ・ヴァンコフ氏(1869 - 1948)のブルガリア語日記およびオスマン語土地証文等を所蔵していることを確認した後、同日記を 19 世紀から 20 世紀に転換する時期のオスマン帝国下ブルガリアに生きる一農民の営農記録として、Terajima 1997; 2001 にまとめた。したがって広義の「ヴァンコフ文書」とは上記の日記も含めたものを意味するが、本稿ではオスマン語で記された文書に限って「ヴァンコフ文書」と呼ぶ。「ヴァンコフ文書」に関しては江川 1995; 2008 で部分的紹介を試みた。
- (7) 『収入台帳』ML.VRD.TMT, 12701(ムラトベイ村)
- (8) 『収入台帳』ML.VRD.TMT, 12700(ウムールベイ村), ML.VRD.TMT, 12636(バヴリキャン村)
- (9) スイリストレの防衛にあたり、1444 年のヴァルナ戦で戦死(Stureyya 1996: 538)。フィールーズ・ベイは、キョセ・ミハルと同一家系であるとする研究者もいる (Gökbilgin 1960)。
- (10) オスマン帝国における慈善施設とワクフ財源に指定された村との関係など、ワクフ制度全般に関しては林 1989 を参照されたい。
- (11) Kiel, "The Imaret of Firuz Bey(Mihaloğlu) in Timovo, N.Bulgaria, in the mid - 16th Century"(unpublished report)および Radushev; Ivanova; Kovachev eds. 2003:66-67, 230.なお本稿では 16 世紀のフィールーズ・ベイのワクフ文書の解読までには至らなかったため、同文書の分析は稿を改めて論じる所存である。
- (12) 管見の限り大ミハリチ・小ミハリチ両村の『収入台帳』をカタログ上では確認できなかったが、両村は Mihallir という表記もされており(Acaroğlu 1988:283)、年代は不明だが小ミハリチが大ミハリチ村に吸収合併されたと考えられている。例えばバヴリキャン村の『収入台帳』の末尾に記録された人物「ミハルチャ出身(Mihalçah)キョセ・イブラヒム」から同村の存在が確認される。表 1・2 における名称と世帯数は、16 世紀については Kiel (前掲論文)、1845/46 年については『収入台帳』、1850/51 年については『人頭税台帳』、1878 年については Koledarov & Miçev 1973 による。
- (13) タルノヴォ郡 1850/51(ヒジュラ暦 1267)年『人頭税台帳』(ML.VRD.CMH 1267:2)には非ムスリム臣民(ehl-i zimmet-i re'âyâ)から徴収されたと記されているが、住民の大部分はキリスト教正教徒であったと考えられる。
- (14) 世帯番号 43 の世帯主の職業欄に、酒屋・酒場業を営む(meykedecilikden olduğu)と記されている。この人物は、人頭税として「高額」を納めているが、収入は 1500 クルシュであり、他の自作農のそれと比べ、とびぬけて高収入というわけではない。酒場はムスリム社会におけるコーヒーハウスと同様に、非ムスリムの社会にあって情報交換・政治談議の場として機能したと考えられる(寺島 1992)。

- (15) caba はティマール制下で、土地をもたない貧しい農民を意味し、結婚すると caba-bennak と呼ばれた (İnalçık 1993:42) (Emecen 1992)。
- (16) 1 ドニユムは約 920 平方メートル。ドニユムの定義は、永田 1997 および多田 2005 に詳しい。
- (17) lahana bostanı は、文字どおりは「キャベツ畑」だが、おそらくキャベツを中心とした種類の野菜を作っていたと思われる。
- (18) その年には出産をしなかったヒツジを意味する。
- (19) 三村で養蜂用巣箱を所有していたのはパヴリキャン村のワクフ管財人メフメト・ベイ(70 箱で年平均 500 クルシュの収入)と、ウムールベイ村のムスリム 3 人が合計 4 箱(1 箱あたり年平均 10 クルシュの収入) を所有しているにすぎない。
- (20) これら以外の家畜については各世帯が所有する頭数のみが記録された。この点が、所有するすべての家畜の頭数と評価額とが記録された『資産台帳』の表記と異なる点であり、全家畜の 1 頭あたりの評価額の比較ができない点が惜まれる。
- (21) kiracı の意味は多様であり、とくに農村における叙述からは必ずしも運送業関連(Hayashi & Aydın eds. 2004:242)の仕事とは限らず、自己の何らかの保有・所有物を貸して、そこから収入を得ている場合もあると思われる。
- (22) 鎌の使用も含めたアナトリアにおける農作業に関しては、永田 1986。
- (23) この情報は、ビャーラ・チェルクヴァ町住民から、古くはロシツァ川のほとりに水車小屋があったが、今はもうなくなってしまったと聞いたことと一致する。(地図参照)
- (24) ムラトベイ村で 67.7%、ウムールベイ村では 23%の非ムスリム世帯で豚(canavar)を一頭ずつ飼っている。
- (25) ムラトベイ村の西方には、今日も上質のワインで有名なスーヒンドル町がある。
- (26) マニサおよびボスニアでは erzen は、キビの一種とされている(Nagata 1976:65; 1979:146) dan も地方や時代によって意味が異なる(Derleme Sözlüğü IV:1370)が、ここではとうもろこし mısır とキビ dan とが別々に記されている。なお、ムラトベイ村から西へ約 20 キロの、現在もブルガリア人とトルコ人とが共存する村で、とうもろこしと麦が生産され、ヒツジと乳牛の畜産が加わるという農牧業のありようは、19 世紀中葉の三村のそれを彷彿とさせる (寺島 1992)。
- (27) ムラトベイ村 6 例 (16 ドニユム、15 ドニユム、4 ドニユムが 1 例ずつと、8 ドニユムが 3 例)、ウムールベイ村 2 例 (いずれも 12 ドニユム)、パヴリキャン村 2 例 (いずれも 8 ドニユム)。他地域の『収入台帳』で世帯ごとに厳密に記録されていたかどうかは判然としなない。エルズルム都市民の播種地と非播種地の割合が面積換算で 4.1 対 7.85 であったことや、ギュゼルヒサル・アイドゥン市でも非播種地の記載そのものは確認される(Hayashi & Aydın eds.2004:158, 193)。
- (28) 永田 1986; Nagata 1997:129-130; Güran 1998:88-90 これらも含めた論争を整理したものは、Egawa 2004: 126-129 を参照されたい。
- (29) BA.ML.VRD.TMT 3461.

- (30) バルケスィルの農村部では全農地のうち耕作地が 97.1%、ぶどう畑が 2.8%を占め、都市民保有の全農地では、耕作地が 75.9%、ぶどう畑が 16.8%だった (江川 1997)。
- (31) 1858 年土地法および国家的土地所有原則に関しては、江川 2006 を参照されたい。
- (32) 「郵便施設」の原語は *menzil* で、この場合には宿駅機能をもつ、あるいは郵便局の機能をもつ、もしくは両方を兼ね備えた施設であったと考えられる。
- (33) オスマン語ではネデルチョとつづられているが、ブルガリア語ではネデルチョと発音する名であるため、ネデルチョとよぶことにした。
- (34) この中でゲオルギの存在は寺島 1996 と一致する。
- (35) この問題に関する先駆的研究である『タンズィマートとブルガリア問題』をイナルジクが執筆した 50 年以上前には『収入台帳』をはじめ公開されていない史料が数多くあったために、「タンズィマート改革宣言後にもかかわらずブルガリアでは税および土地問題に何らの方策もとられなかった」(İnalçık 1992:44) という見解は、その後の諸研究からも、佐原 2003 あるいは本稿からも誤りであることは明らかである。
- (36) チタリシテは、村の文化運動の中心となり(寺島 1992)、現在のビャーラ・チェルクヴァ町のチタリシテでは 2009 年秋に、「バチョ・キロー1869」と銘打ったチタリシテ開館 140 周年記念式典を計画している(チタリシテ館員 Anastasiya Georgieva 氏による)。
- (37) 19 世紀のバルカンにおける地方自治改革および文教政策と民族運動との関係に関しては佐原 2003 を参照されたい。